

平成24年第2回教育委員会

臨時会会議録

平成24年2月20日

東久留米市教育委員会

平成24年第2回教育委員会臨時会

平成24年2月20日午後2時03分開会
議会会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
(2) 諸報告
「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」について

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 山 下 一 美
学校適正化等 担当課長 師 岡 範 昭	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大久保 順 子

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

◎開会及び開議の宣告

(午後2時03分)

- 委員長 これより平成24年第2回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は5番矢部委員にお願いします。

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴の方はいらっしゃるか。
○総務課長 いらっしゃる。
○委員長 それではここで傍聴を許可したい。

(傍聴者入室)

◎諸報告

- 委員長 日程第2、諸報告に入る。「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告について」、前回に引き続きご議論いただくに当たり、改めて概要を説明していただきたい。
○図書館長 報告書の2ページ、「Ⅱ 図書館の現状と課題」をご覧ください。以前、図書館で策定した「市民と共に歩む図書館をめざして—東久留米市立図書館のめざすもの—」という報告書の中で、「図書館のはたらき」として11項目を挙げているが、それについての現状と課題を検討した結果を記載している。

「1 地域に根ざす図書館」では夜間対応窓口の設置、地区館は地域に根ざした図書館にすること、さらに、まちの情報の積極的な収集などの7点を検討した。「2 資料の充実」では市民ニーズに応える選書と蔵書構成、市の地域資料や行政資料の充実、さらに、現在、手狭になっている図書館の書庫スペースの確保などの4点を検討した。「3 図書館は地域の百科事典」では地域資料の収集・保存と発信、近・現代史の市史の編纂支援の2点を挙げ、市として歴史的に保存する資料については他の所管課とも連携し、残すものは残していくことを検討した。「4 学校との連携」では地域の教育力を高める支援、学校図書館の支援と連携、地域の読書ボランティア活動の支援と連携などの4点を検討した。「5 図書館利用に障害のある人々へのサービスの充実」では高齢化への対応、アナログからデジタル化への取り組み、さらに、増加している図書館に來られない方への本の宅配サービスの充実、対面朗読の充実など4点について検討している。「6 図書館はすべての世代の支援施設」では世代間の共生、子育て支援、青少年の活動の場の提供、高齢者の生きがい創出の場など5点を検討している。「7 滞在型利用ができる地域のサロン」では、図書館ではかなり重視している問題として、長時間滞在できる空間の創出、施設改善計画の策定などの2点を検討した。高齢化の進展やリタイアした団塊世代の方などが、朝から長時間図書館に滞在して利用されるケが増えている。必ずしも貸出数には反映されていないが、来館されて新聞や雑誌を読んで過ごされる方が増えているので、そういう方の居場所を提供することも図書館としては考えていかななくてはならない。ただし、現在ある施設の中でどうスペースを確保してい

くかが課題である。「8 国際化の窓口」では地域の国際化の推進拠点、多文化コーナーの設置、外国語による接遇の向上などの3点を検討した。本市にはインターナショナル・スクールがあることもあり、外国の方も図書館を利用されている。現在、市では英語・中国語・ハンゲル語の資料を収集し、提供することに力を入れている。さらに、英語版とハンゲル語版の図書館利用案内を作成しており、今後、中国語版の作成を検討することになっている。

「9 図書館員はアドバイザーでありプランナー」では専門職員の配置、及び地域の活動をコーディネートするという2点について検討した。「地域の活動をコーディネートする」ということは資料を介して地域の活動を支援したり、抱えている課題を解決する手助けができればと思っからこの項目を挙げた。それには技術や力を持っている専門職員を配置することも必要だと検討されている。「10 広報活動の充実」では図書館活動のPR活動の推進、ホームページの充実、登録率のアップなどの3点を検討した。これまで図書館は積極的に活動のPRをしてこなかったが、今後は積極的にかかわっていくことが必要だろうと検討している。また、図書館専用のホームページがあるが、より見やすく、利用しやすいものにしていくことも必要だと検討している。「11 市役所と連携し行政資料のオンライン化」では、市政情報コーナー等とのデータ共有化、行政のための情報センター化などの2点を検討した。市役所の中にも資料を閲覧できる市政情報コーナーがあるが、資料の管理は各所管課に任されているので一元化されていない。図書館ではそういうものを管理するノウハウを持っているので、各所管課と連携しながら、例えば、端末を入れて管理していくことなどを検討することも大事だろうと考えている。

8ページの「Ⅲ 今後の取り組み」では、検討した11項目のうちすぐに取り組めるものと、財政状況により取り組みには時間のかかるものがあることを述べている。その点を把握して取り組んでいかななくてはならないということで、初めに、図書館がすぐにも取り組むべきこととして5項目を挙げている。「1 市民ニーズに合ったサービスの向上」では、市民が利用しやすい環境をつくることが大事であるとして、開館時間の改善、インターネット利用環境の整備、学習スペースの拡充等を工夫する必要があると述べている。なお、開館時間については、既にこの1月から延長している。「インターネット利用環境の整備」には予算が絡んでくるが、少しずつ改善されている。また、「学習スペースの拡充」では長時間滞在して図書館を利用される“滞在型”の利用者が増えているので、例えば、中央図書館2階の、集会室として一般に貸し出しする二つの部屋のうち大きいほうを転用して、学習室として朝から晩まで自由に使えるスペースとして検討しようとしている。集会室として利用されている方のご理解を得ることは当然であるがそういう取り組みも必要であるため、図書館として早急に取り組むべき課題だと考えている。「2 資料・蔵書の充実」では、現在、満杯となっている書庫スペースではあるが、多摩地区の平均蔵書数と比較すると下から数えた方が早い状況である。当然、自治体の規模が異なるので一律の比較は難しいが、せめて多摩地区の平均蔵書数には持っていきたいと思っている。その場合、当然、本を入れるスペースが必要になる。図書館の新設や建て替えができれば一番望ましいが、そういう財政状況ではないため、今ある施設を転用することを考えたい。中央図書館の1階に定員80人程度の視聴覚ホールがあるので、その部屋を書庫として転用できないかを検討した。本を入れると同時に、そこに滞在しながら利用できるスペースも確保できるのではないかと、ということを実部では検討している。しかし、ここも実際にホールとして利用されている方がおいでになるの

で、ご理解をいただく必要がある。ここ1、2年での実施は難しいかもしれないが、図書館としては取り組んでいかなければならないと考えている。また、図書館のサービスというものは市の図書館一つだけで対応できるものではなく、近隣図書館あるいは多摩地区の図書館、都立図書館、さらに国会図書館などから資料を借りて利用される方に提供している場合もあり、今後、そういうサービスはますます重要になってくると思っている。「3 すべての市民に学習機会を提供」では図書館への来館が困難な方、あるいは日本語の資料では読めない方に対するサービスに努めていくことも図書館としては重要なことだろうと考えている。

“アナログからデジタルへ”の取り組みを述べたが、これまでは本をカセットテープに録音して提供していたやり方から、「デジター」と言うCDタイプのものに録音して提供するという形に変わってきている。図書館でも昨年度から順次機器を導入し、そういうサービスができる体制に変更していこうとしている。また、今年度で計画期間が終了する「東久留米市子ども読書活動推進計画（第1次）」について検証し、それを踏まえた上で第2次の計画を策定する必要があり、学校と地域との連携を確認して進めていく必要があると考えている。

「4 市民の交流の場としての図書館」とでは、「図書館の基本理念は地域を支える図書館である」と言われているので、本や雑誌などの資料を介してということになるが、市民の交流の機会や場所を提供する、あるいは暮らしやすい地域づくりを支援することが図書館としての大事な任務であると思っている。「5 図書館運営への市民参加」では、これまでの図書館は「本を用意してあるから来てください」という待ち姿勢の感覚が強かったかもしれないが、これからはさまざまな市民の方に利用していただき、ともに育っていく図書館を目指していきたいと考えている。以上の5項目が、図書館として積極的に取り組まなくてはならない課題と考えている。

なお、こういう取り組みを行っていくには当然、図書館としての運営がきちんと行われなければならないが、それについては10ページの「VI 新たな図書館の運営」ということで実現の方向性、中央図書館の運営、地区館の運営、効率的な運営と経費配分の見直しなどの4項目について検討した。この中では蔵書や資料の収容スペースの確保、市民のニーズに柔軟に対応する運営、開館時間の延長、多文化サービスの充実などを図書館として行っていくとともに、これには市民の積極的な参加を求めていくことも必要だと述べている。そのような中、実際にどのように図書館を運営して行けば良いのかを考えたところ、報告書では大きく、中央図書館と地区館の運営の二つに分けて考えている。「2 中央図書館の運営」では、図書館の使命は「知る」こと「学ぶ」ことを「すべての市民」に保障することにあるので、そのための調査・研究への支援に力を入れていく必要があるとし、そのためには「資料の数を揃える、管理のシステムを整える、利用者のスペースを確保する」ことが必要であると述べている。また、中央図書館では専門的な業務を一元的に管理し、収集や保存、さらに近・現代の市史編纂の支援などに力を入れていく必要があると述べている。なお、個人情報を含む図書館システムの構築や管理、図書館協議会とのかかわりなどについては、行政が自ら責任を持って当たる必要があると考えている。

そして、地区館に関してはこれまでどおり市がかかわっていくことに違いはないが、中央図書館と地区館が連携してサービスを行っていくことになるため、中央図書館が図書館のサービス網の全体を管理していくべきであるとしている。ただし、11ページの「3 地区館の運営」で述べているが、今後の地区館の新たな運営状況を踏まえ、中央図書館のアウトソ

ーシングについても検討を行う。なお、これは図書館の業務内容及び水準を明らかにした上で、専門性の確保や効率化の視点を踏まえた上での検討となる。地区館の使命は「地域に根差した図書館」ということである。利用者は高齢者から乳幼児、子育て世代など多岐にわたる世代に適切なサービスを提供するため、地域ごとの特性を把握し、地域のニーズを汲み上げていくことが必要になり、それには図書館職員の良い接遇も求められてくる。

なお、本市の三つの地区館は、すべて地域センターの中に併設されている。地域センターには児童館やコミュニティ施設があるので、そういうところと連携しながら運営していくことも必要になる。まずは、地域センターとしての総合的な運営があり、続いて、その中に併設されている地区館のサービスをより向上させて地域に根差した柔軟な運営を行っていくには、新しいノウハウを持つ団体へのアウトソーシングが有効ではないかと述べている。

当然、「選書」や情報提供サービスについては中央図書館が一元的に管理し、地区館に回るという形になる。ただし、窓口業務としては、市民に身近な業務に特化した形でアウトソーシングを導入していくことが考えられる。アウトソーシングを導入するに当たり、コミュニティの創出や地域の実情に合ったきめ細かなサービスの提供が不可欠であり、選書等の専門性も確保しながら導入のあり方を考えている。

なお、「アウトソーシング」にもいろいろあり、窓口のみを委託する方法もある。また、「指定管理」と言っても、図書館1館の管理運営を委託する方法もある。「業務委託」という考え方もあるが、その場合は図書館の中に市と受託業者の職員が混在し、かつ、市の職員は受託業者の職員に直接指示を出すことができないため、小回りのきく運営が難しいと考えられる。その点、「指定管理」では運営そのものを委任するため、ある程度は管理者に委ねられる。市立図書館としての基本的な考え方はあるが、地域に合った柔軟な運営が行われ、新たなサービスの提案というのも期待できると考えている。また、日本語を理解できない方のためのサービスについても、指定管理者であれば言語に堪能な職員を揃える専門性も確保できるのではないかと期待があり、そういったことを検討した結果、現状では指定管理者制度を地区館に導入していくのが一番良いというまとめ方になっている。ただし、市が運営する図書館であるため、市の文化はしっかりと受け継ぎ、個人情報や信条等にかかるものについては、プライバシーの保護に十分配慮した形で運営を行っていくことには何ら変わりはない。

このように、中央図書館と地区館の運営を見直した形にすると、「4 効率的な運営と経費配分の見直し」にあるとおり、経費の節減も考えられる。経費の再配分ということで、人件費を抑えた分を図書館の資料購入等に回せることが期待できるため、図書費が年々減ってきている中では、少しでも期待したい要因の一つである。

最後に、12ページの「V おわりに」では、先に挙げた11項目のうち時間のかかるもの、あるいは多額の経費がかかることについては計画的に進めていくことが必要であると述べている。その中で、特に図書館として力を入れていきたいのは、歴史的に残さなくてはいけないものをしっかり残していくという、市のアーカイブス機能の充実である。現在、こういう機能が考えられる部署は図書館以外にはない。連携をとっていく部署としては、古代からの古い文献等を収集している生涯学習課の文化財係、及び市全体の公文書を扱う企画経営室総務課文書係がある。今後は公文書館とまでは言えなくとも、それに近い機能を図書館が持つべきではないかと考えている。

また、それ以外にも、インターネットを駆使したサービスや学校図書館とのネットワークの問題についてはすぐの実現は難しいものの、計画的に行っていく必要があると考えている。

続いて、資料2をご覧いただきたい。これは報告書（案）が出た時にパブリックコメントを行ったが、それに対する11件のご意見と教育委員会の見解である。

資料3をご覧いただきたい。これは館長の諮問機関である図書館協議会から出された、この報告書（案）に対するご意見である。

- 委員長 この件は、今後どのように進められていくのか。
- 教育部長 本日、教育委員会において改めて報告させていただいたが、今後、庁議で報告した後、3月議会で行政報告を行う予定である。行革の実施プランでは、「25年度からは地区館の新たな方式による運営」という形で位置づけされているので、今後はそれに向けて進めていきたい。
- 委員長 全体を見て何か伺うことはあるか。
- 委員 報告書の検討を踏まえて今後の方向性についての説明を受けたが、図書館として「市民のニーズをどのようにつかむのか」が、今回の議論のポイントだと思う。そこへのアプローチとして、例えば新しい蔵書を選ぶ場合に図書館ではどのように工夫しているのか、市民のニーズをどのように反映しようとしているのか、あるいは伺った市民の要望を図書館が把握しているのかについて伺いたい。
- 図書館長 「選書」についてであるが、本であれば何でもいいということではなく、図書館には選書方針あるいは選書基準があり、これに基づいて公立図書館としてふさわしい資料を集めている。その中には市民が求めるものと、図書館として置いておきたい資料の2種類ある。「市民のニーズをとらえて」ということではリクエスト制度がある。新刊書や話題になっている本などを購入して提供する場合、または、発刊されてから時間は経っているが、要望の多いものについては購入する。しかし、まずは相互協力ということで、近隣図書館あるいは多摩地区の図書館、都内の図書館、さらには国会図書館まで探し、そこから借りて提供するというやり方もある。国会図書館には納本制度があるため、基本的にはすべての本が揃っている。また、図書館として配置したい本、図書館の基本資料と言われるものについては、市や多摩地区に関する資料などから選びながら揃えている。
- 委員 図書館や図書館協議会では、開館時間について利用者にアンケート調査などを行ったのか。
- 図書館長 開館時間について、利用者から直接ご意見をいただいたことはない。しかし、近隣図書館及び多摩地区の図書館の開館時間についてはすべて調査し、多摩地区の図書館の開館時間は概ねこれぐらいが一般的だというデータはつかみ、その上で市の状況を取り混ぜ、1月23日から時間を延長している。
- 委員長 検討委員会のメンバー7人のうち4人が館長を含めて教育委員会関係者である。したがって、この報告書には教育委員会がかなり大きな責任を負っていると言え、そういう意味では厳しく考えていかなければならない。これは検討委員会の責任において出されたものではあるが、修正の余地はないのか。
- 教育部長 これはあくまでも検討委員会がまとめた内容であるので、教育委員会で修正することはできない。あくまで、今回も「報告」させていただいたと考えている。
- 委員長 われわれがここでいろいろ出した意見なりは、どこで、どう吸収されていくのか。

- 教育部長** 今後、新たな地区館の運営を行うに当たってはいろいろな手続きがある。指定管理者にする場合は、東久留米市立図書館条例の改正が必要になる。これは議案として教育委員会にお諮りするの、そこでご意見をいただければと思っている。
- 教育長** 地区館の運営形態を変えるには最終的には条例改正が必要になるため、当然、教育委員会の承認もいただき、それを経た後に議会の議決も得ることになる。なお、こういう流れで進めていく場合、こういった報告を教育委員会においてどういう扱いにするかが一つの問題としてある。教育委員会は議決機関であるため、議案となる場合はその審議だけでも良いのであるが、私ども事務局ではふだんから学校で起こったこと、教育委員会内部で検討していることなど、あらゆることをなるべく細かく報告させていただいている。緊急の問題は電話等で連絡させていただく場合もあるが、そうでない限りは傍聴の方も聞くことができるよう定例会や臨時会を開催し、教育委員会はどういうことをやっているのか、どう考えているのかを教育委員はもとより、市民にも知っていただきたいと考えている。これまでもこういった報告書等の策定に当たっては、委員には素案なり案のうちにお渡ししてご意見をもらい、できる限り反映させた上で最終的な報告をまとめてきている。しかし、この報告書は検討委員会から出されたものであるため、教育委員会で内容を変えることはできない。ただし、行政報告を行った後、議会や教育委員からご意見をいただくことは当然だと思っている。
- 委員長** この報告書の内容はかなりまとまったものであり、十分尊重したいと思う。しかし、教育委員会の責任として申し上げることもあるので、今後、その意見を生かせる場があったらお願いしたい。
- 委員** 素案の時点での報告書の「今後の取り組み」を読んだ時、今後進めていきたいことがたくさん述べられていて、現状より良い図書館にするための提案がたくさんあると拝見した。市の行財政改革のアクションプランとの絡みで、アウトソーシングすることに結論が導かれていることについては簡単にイエス、ノーと言うものではないと思うが、その導き方がこのパブリックコメントを出された方からすると、すっと落ちてこないためにこういう意見がたくさん出てきているのだと思う。11万人市民のうちの11人のコメントであるので、それは非常に強い意見を持った方の集約された意見なのかもしれない。しかし、非常に不安に思われたり、ストレートに自分の中に入ってこないと思われていることは教育委員会として受けとめなければならないと思う。
- 「アウトソーシングが有効であることの根拠が不十分である」「ボランティアの支援はなじまないのではないか」「市との連携をもって継続して運営する体制といっても心配である」という意見が幾つかあるが、そのことに対する答えとして「こういう根拠があるからご心配は要らない」と言えるものがあれば伺いたい。
- また、図書館協議会からの意見書では「アウトソーシング、指定管理者制度のデメリットに関する検討がほとんどない」と書かれている。この報告書の中にデメリットをたくさん羅列する必要はないが、メリットとデメリットについてはどのように検討したのか伺いたい。
- 図書館長** 検討委員会の中でも、さまざまな意見や考え方が出た。指定管理に対してのメリットまたはデメリットについてはアウトソーシング全般に言えることであるが、いわゆる民間の幅広い知識やノウハウを活用した形のサービスが、当然、提案いただけるだろうということである。職員が公務員という縛りの中ではできないことも、指定管理者を導入すればできるのではないかと期待もある。指定管理者を導入している千代田区立の図書館では良

いサービスが提供できているという評価があるが、本市とは事情が違うので単純な比較はできない。しかし、例えば神田の古書店とタイアップしながら、図書館が主催して古書店探訪のような企画をするということもできるようになる。そういったことが行政だけの力だけでできるのかと言うと、なかなか難しい。また、「市民のニーズ」から言えば、開館時間や開館日についても何らかの向上が見られると期待できる。

デメリットについても検討した。一番問題になったのは「契約期間」ということである。図書館の場合は、継続の積み重ねが大事だと言われているが、例えば5年で替わるとしても、上手く引き継ぎができれば問題はないと考えている。さらに、IT技術が浸透しているので、それを使った情報の蓄積も考えられる。そういうものは引き受ける方が誰でも活用していくことには問題ないと思う。ただし、本市独自のものについては十分に配慮する必要があるが、中央図書館で一括して行えば問題ないと考えている。地区館に指定管理者を導入して1年経過した立川市ではまだそれほどのデータはないが、利用者からは概ね好評であるという評価が出ており、実際の利用者の数字も上向きになっているという報告がある。立川市の館長に「どういう工夫をしているのか」と伺ったところ、「受託業者と図書館の連携を密にすることが大切であるため、頻繁に打ち合わせを行っている」と言うことであった、本市で導入することになれば、そういう体制をしっかりとっていくことが重要だと考えている。

○委員 デメリットの検討も行ったということであるが、今の説明だけでは十分とは言えないと思う。しかし、メリットがデメリットを上回るのであればやっていく価値はあるのかもしれないので、新しいノウハウを持つ民間の知恵についてももう少し詳しい説明があれば、より分かりやすいと思う。

デメリットとしては契約期間や引き継ぎの問題等を挙げられているが、それ以外にはなかったのか。説得が足りないというご心配がパブリックコメントの中にあるので、もう少し補完できる説明がほしい。報告書の内容を変えられないのであれば、これを説明する時には内容をさらに補完して、この方向性が絶対に良いのだと言える材料が必要だと思う。

○委員長 2ページの「1 地域に根ざす図書館」の7項目の中に、「地区館は地域に根ざした図書館に」とあるが、具体的な地域のニーズがよく分からない。関連して11ページの「3 地区館の運営」には、「より地域に根差した柔軟な運営を行うには、新しいノウハウを持つ団体へのアウトソーシングが有効である」とあるが、その新しいノウハウとは何なのか。「どの地域にどういうニーズがあって、それに応え得る新しいノウハウを持っている団体であるがゆえに」ということであるならば、ああそうかと十分に納得できる。具体的に地域にどういうニーズがあって、それに対してピタリと応え、良いサービスのできるノウハウを持った団体とはどういう団体なのか。

○図書館長 本市の地区館には、「地域センターの中にある」という特色がある。地域センターは児童館・コミュニティ施設・介護施設等が入った複合施設であるため、そういうところとの連携の取り方が地域の特性になると思う。児童館が併設されているのであれば子ども向けの、介護施設があれば福祉に関する資料の要求が多いと考えられる。そういうことがその地域の方の、あるいはそこを利用される方のニーズであり、特色になってくると考えている。

○委員長 これまでも中央図書館や地区館で仕事をしている職員は地域の方の要望を承りながら、可能な限りそのニーズに応えるべく動いてきたはずである。

他区市で行っている成功例を伺うと、本市の図書館でもそういう方向を考えるのは当然だ

と思う。「図書館に向けての地域のニーズ」を把握し、「こういうことについては経験的に実に良いノウハウを持っている団体があるのでその検討も進め、見合うならそちらの方向で」という論理になれば、大変筋の通った話として伺える。検討委員会でもそういった議論は十分に行われていたのか。

○**教育部長** 十分に議論をしてきている。ニーズを実現するには、ノウハウやスキルが必要である。そういったノウハウやスキルを持った団体に指定管理という形で任せ、スキルやノウハウを生かして地域のニーズとマッチングできれば、より良いサービスの向上を図れることが期待できる。地域の方との話し合いを重ねてニーズをとらえていけば、「ではこういうスキルを生かして、こういうことをやっけていこう」となり、実現が可能性として出てくる。そういった意味で、「新たなサービス向上」と述べている。地域の方たちと話し合いを進めていけば、「こういう企画展をやろう、こういう展示をやろう、こういうコーナーを設けよう」とか、可能性としては相当あると思っている。

○**委員長** その可能性がより説得力をもって伝えられれば、市民の「何でアウトソーシングしなければいけないのか」というご意見に対して、十分な説得力を持つと思う。

アウトソーシングの問題については、このあたりの議論がキーポイントになるかもしれない。俗な言い方ではあるが、今までよりも図書館のサービスが向上し、経費も節減でき、市の財政が助けられるということになれば言うことはない。

○**委員** これまでも図書館運営の中心には司書がいて、図書館行政の継続性や専門性を保ってきたと思うが、指定管理者制度の下では司書はどのような役割を担うのか。

○**委員長** 受託業者はどこから司書を連れてくるのか。当然、これまでの司書の方に引き続き仕事をしてもらいたいという要望もあると思うが。

○**委員** 指定管理者になると、市民は「全員（全部）入れ替わる」というイメージを持っていると思うが、検討委員会ではどのように方向づけているのか。

○**教育長** 地区館は指定管理者にするので、市の職員は全員引き上げる。中央図書館には司書の資格を持った方を集約して配置し、活用を続けていきたい。文部科学省が示している図書館の基本的運営の基準があるが、不十分な部分については司書の方に課題を解決していただきたいと思っている。

また、図書館に指定管理者を導入した場合、いわゆる「サービス向上」の部分については期待ができると考えている。以前から、図書館は午前10時の開館であるが、市役所では午前8時半から業務を行っている。夏休みなどには学生の方は図書館で調べ物や勉強したいということもあり、図書館も公共施設の一つであるので開館時間を早めてほしいということは以前から言われていた。また、現在、夜間の開館時間も延長しているが、職員の労働条件や長時間の開館に充てる人員配置の問題等で、実施には相当な時間がかかった。そういった部分では各地区館に指定管理者を導入すれば、全体的には中央図書館との関係があるが改善していこうし、そういうところをプロポーザルでは期待している。

○**委員** 図書館協議会からのご意見の中に「法的に問題も多い」とあり、多くの方が心配されている部分に対しては、安心していただけるような答えを持つ必要があると思う。

○**教育長** 当時の片山総務大臣や渡海文部科学大臣が発言した内容については、公式記録で把握している。「法的に問題が多い」と言われているが、それは図書館法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律なりの法の趣旨にそぐわないということなのか、あるいは条文に抵

触するのであれば違法であるが、そうは言われていない。特に、1ページの下に「図書館法は、地方公共団体に対し、公立図書館の充実発展の責務を定めている」とあるが、これは解釈が違うのではないか。図書館は法律で「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的としている」とあり、図書館の充実や発展とは内容がかなり異なると思う。こういったところが明確にならないと、ご意見の内容が具体的に何を言われているのか明らかにならない。教育委員会としては、図書館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法律の条文にそぐわないことはないと思っている。

○委員 「問題が多い」と言われているが、問題はないということなのか。

○教育長 例えば、「公立図書館等の『教育機関』は、教育委員会が設置し管理し運営することを定めている」、だから問題があるという言い方になっている。しかし、指定管理者制度は地方自治法等が改正されてできた規定であり、本市でも既にスポーツセンターや生涯学習センターも指定管理者に任せている。その指定管理者に問題があれば当然違法になるが、そうならない限りは問題がない。

○委員 先ほど「新しいノウハウを持った団体にプロポーザル方式でいろいろ提案してもらえれば良いものがあるのではないかと期待する」という説明があったが、そのプロポーザルを受けるには、その前段として条例改正がある。どのようなプロポーザルがあるか分からない段階で、先に条例を改正して決定することになるので、どういうものが提案されてくるのかを、事前に、より具体的に検討しても良いのではないかと思う。

一般的には、利用者のニーズを把握してそれに応えようとする熱意は、圧倒的に公より民のほうが一生懸命だと思う。しかし、本市の求めるところにピタッと当てはまるかどうかは分からない。良い案を持った団体に任せたいということはイメージとしては良いが、具体的にどのようなノウハウがあって、どんなことができるのかを考えた場合、事例としては23区では多く行われているが、多摩地区で3市しかない。指定管理者に移行した後の新宿区と葛飾区の図書館は非常に使いやすかったが、その前の運営とどう違うのかが分からないので比較できない。

ついては、実施している他区市にプロポーザル等での提案内容やその業者に決めたポイントなどを伺い、実際にアウトソーシングするための受託先として想定できるのはどんな業者があり、どういう提案があるのか、もう少し詳しく調査してもらいたい。現時点で想定している企業や団体はあるのか。また、どこの企業が図書館運営に力を発揮しているのか等の情報はあるのか。

○教育長 一般論では話ができるが、現時点では条例が改正されていないので、特定の業者名を挙げることはできない。

○図書館長 23区などで導入されている指定管理の受託業者のうち最もシェアが多いのは出版関係で、取り次ぎ業者である。その業界は図書館ともつき合いがあり、ノウハウは持っているからである。もう一つは、さまざまな企画を提案しているイベント会社である。また、最近ビルの管理会社が受託していたり、書店が受託している例も幾つかある。

○委員 「ここでは具体的なことは言えないが十分に調査していろいろ調べているので、こういう報告書の内容になっている」「ちょっとぐらいの知識でアウトソーシングが良いと思っているのではない、みっちり調べて、こんなに良いと分かった上で提案している」というぐらいの意気込みがあると思って良いか。

○**図書館長** 　そうご理解いただいて結構である。

○**委員長** 　先ず、地域のニーズがどういうニーズであるかを具体的に知っていなければ、ノウハウも答えようはない。また、ニーズについて言えば、こちらとそちらのニーズを比べた場合、こちらの方が重い。その場合、どんなに地域のニーズがあろうとそちらのニーズには応えられない。例えば、蔵書の問題一つにしても、何よりもスペースが必要となる。本を置く場所がないのであれば、ニーズに応える予算をそれに充てようということになるだろう。これが図書館のあり方の一番根幹の問題なのだから、という考え方がきちんと踏まえられた検討内容なのか。

　市政万般に言えることであるが、大を生かすために小は我慢してもらおうということになるだろう。市民の要望は多様であるが、大きく、図書館についてはこれが一番必要である、やらなければならないことであるという考え方が議論の前提にあれば、およそどうぞ一つそういうことで頑張ってもらいたい、というお願いに切り替わると思う。

　報告書にも述べられているように、アウトソーシングの問題にしても、既に市では経験しており、最終的に市や教育委員会なりが責任を持つ中で指定管理者に頼むのだと。頼む限りはおおよそ全面的に委ねる、委ねるに値する管理者を選んでいるのだと。今までの経験ではそれが成功していると言っても良い状況のようであり、そういう経験に徹してやってもらえることに期待もし、信頼もしたい。逆に言うと、ディテールにとらわれ、それに一々対処療法するような考え方では、図書館が厚生施設の役割も担うようなことが求められてきている中、市の図書館行政は大きく伸びないだろう。

　こういう方向で進めていくことが図書館としては有効で、かつ、市民のためになるというところで考えていただき、議論を進めてもらいたい。誰もが良いものをつくりたいと思っているが、「今はどちらのほうの方がより必要なのか」と限定しなければならない状況に市は置かれている。市民に対する答えに向けても、大もとのところで「なるほど。ここまで腹を据えてやってくれているのだな」と思えるようなまとめ方をしてもらえればと思う。

○**委員** 　この流れに反対するものではないが、想定される疑問に対して、今後、どう答えていくのかを伺いたい。例えば、地区館が入っている地域センターでは、既に教育委員会の管轄ではない児童館が指定管理者になっている。受託業者同士をつないで連絡をとりあったり、共通認識を持ってもらうための調整などは、誰が責任を持って進めていくのか。

○**教育長** 　地域センター内の施設は定期的に意思統一を図る場を設けているのか。開館時間も施設ごとではばらつきが出てしまうが、その点なども調整しているのではないか。

○**図書館長** 　地域センターでは定例的に各施設の責任者が集まって月に1回の定例会を設けており、同様にそういう形のものをつくっていくことになると思う。

○**委員** 　「地域を支える図書館」といった場合、ただ今の委員のご指摘は大事なところである。今回の方向性は行財政改革の必要から提起されてきたが、本当に市民に開かれた、地域の方が使いやすい図書館をどのように創造していくのか。生涯学習社会のこの時代、昼間は仕事をしている社会人が地域に帰ってきてからの学習ニーズに対する環境整備をどのように保障するのか。例えば、地域センターでは夜8時や9時まで開館しているのに、中央図書館は5時や6時で閉館するのでは、教育目標で「みずから考え、知を創造する人間づくりを目指す」と示しておきながら、市民に開かれているとは言えないと思う。ここは非常にウイークポイントではないか。

司書として慣れたスタッフが中央図書館に集約されるといった内部のサービス充実の問題もあるが、市の生涯学習行政全体の中でとらえ、もっと開かれた図書館をつくっていくことが大切だと思う。

○委員 行財政改革の観点から指定管理者という方向性が示されているが、図書館には地域におけるいろいろな働きがあるので、ぜひ、各委員が言われたような観点から、地域の方が使いやすいように配慮していただきたい。

○教育長 市民のニーズはさまざまあり、朝早くから開館してほしい市民もいれば、昼間は会社に行っているから夜間に開館してほしいという方もいる。そういったさまざまなニーズにどのように応えていくか。ここは切る、ここは切らないというだけではなく、図書館としてどれだけそういったニーズに応えられるかがかなり大きな課題であると思っている。

例えば、現在の図書館は中央図書館も地区館も同じ時間帯で開館しているが、今後、プロポーザルなどにはこちらからどう提案していくのか、あるいはプロポーザルで提案されてきたことにどう考えていくのか。さらに、来年、再来年、その次はどうしていくのかという問題がある。スポーツセンターの場合は一館なので朝から晩まで開館せざるを得ないが、地区館は三つあるため、駅からの距離や地域の状況によって開館時間をずらすことも考えられる。図書館全体として、トータルとして長時間開館できるようにしていくことも考え方の一つだと思う。

○委員長 実際に動き出して現状を知る中で変わっていくこともあるだろうし、それは先の問題として十分配慮していただければ良いと思う。

この報告書は論理的にどうつながってくるのか、少し説明不足なところがあると思う。しかし、個人的には「市民の書斎」という言葉を取り込んであるのはうれしく思う。「市民の書斎」として図書館が機能できるようになれば、書斎では居眠りしても良いし、もっと望めば一昼夜開館しているとかのイメージもある。そういうことが、将来的には望ましい図書館の機能としてもあり得るだろうと思う。

なお、この件については、今後に向けていろいろ申し上げる機会もあると思う。最終的に絞るところは絞らないとならず、それについてはきちんとした配慮ができていれば、われわれも十分理解しできるだけの努力をしていきたい。

◎閉会の宣告

○委員長 これをもって平成24年第2回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後3時44分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年2月20日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)